

<普通預金規定条項新設> (令和2年11月)

17. (未利用口座管理手数料)

- (1) 2021年1月4日以降に開設したこの預金口座において、最後の預入れまたは払戻しから2年以上、一度も預入れ（当該口座の利息組入れを除く）、払戻し（未利用口座管理手数料の払戻しを除く）がない口座を未利用口座として、当組合が定める未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。
- (2) 次の場合は未利用口座の対象外とします。
 - ① 当該口座の預金残高が10,000円以上ある場合
 - ② 同一店舗にて借入残高が1円以上の場合（カードローンは除く）
 - ③ 同一店舗にて預かり資産（定期預金、定期積金、積立定期預金、国債等）が1円以上ある場合
 - ④ カードローン返済用口座
- (3) この預金が未利用口座となった場合には、届出のあった住所に事前に通知を発信します。
- (4) 通知発信後、一定期間（翌々月末まで）を経過しても利用がない場合には、当組合が定める任意の日に、該当の未利用口座から払戻請求書等によらず、本手数料を払戻しできるものとします。
- (5) 該当の未利用口座が残高不足により本手数料の払戻しができなかった場合には、残高全額を本手数料の一部として充当のうえ、預金者に通知することなく当該口座を解約できるものとします。
- (6) 払戻した未利用口座管理手数料については返却いたしません。

※総合口座取引規定の場合は第21条、貯蓄預金規定の場合は第18条に新設しました。